

平成23年度笠間市行政評価外部評価委員会 議事録

1. 日 時 平成23年8月25日(木)
2. 場 所 笠間市役所本所3階 全員協議会室
3. 出席者 委 員 井上 操
岡野 博之
赤津 長弘
大関 賢一
中澤 まさ
横須賀 徹
所管課 仲田都市建設部長,(都市計画課)竹川課長,中村課長補佐,友部主査,豊田係長
事務局 小松崎市長公室長,(行政経営課)野口課長,石井課長補佐,福嶋主査,高松係長,鈴木係長,石塚主事
4. 傍聴者 4名
5. ヒアリング事務事業 建築物の耐震化促進事業
6. ヒアリング内容

【事業説明】都市計画課

【事前質疑回答】都市計画課

Q 本事業により耐震診断を行った家屋で、これまでに耐震化工事を行った実績はどれくらいか。

A 耐震改修工事が1戸、改築工事中が現在1戸となっています。耐震改修工事が進んでいない理由は、高齢者世帯や建築後30年経ちますので、世代交代に併せて、改築を予定している状況と思われます。また、経済的な理由もあると思われます。

Q 建築物の耐震化促進事業という事業名であるならば、本来耐震化工事をセットした事業とすべきではないか。

A ご指摘のとおり、耐震化工事とセットで行うのが理想です。耐震工事を行う場合の手順ですが、まず耐震診断を受けていただき、耐震性が無いと判断された場合は、耐震補強の設計をしていただき、工事へと進んでいただくこととなります。

現状では耐震診断を受けた方は非常に少数であり、改修工事の助成は現在実施しておりません。また市としましては、耐震改修は自己責任で行うと考えていました。また耐震化の認識を促進するために地震ハザードマップを作成し市民の皆様に配布して、啓蒙啓発活動を実施してきたところです。

Q 当計画では、全体目標をどのように設定しているか。その目標数値から達成度を出すべきではないのか。

A 平成20年度で住宅総数は26,950戸でありまして、その内耐震性を満たす住宅は18,480戸で、耐震性が不十分な住宅は8,470戸と推計されているところ です。

笠間市耐震改修促進計画では、平成27年度末までに、耐震化率90%を目標にしているところ です。このためには、5,000戸以上の住宅の耐震化を進めなければなりません。現実的に難しいものとなっている状況です。このようなことから、全体の目標から達成度を示すのは控えている状況です。

補足としまして、技術的に難しい目標設定を90%としている理由ですが、笠間市耐震促進計画では、個人住宅のみでなく、市有の建築物である学校校舎、体育館、公民館など同様に90%としています。これらについては概ね目標を達成できることとなります。また国が示す基本方針でも目標年次を平成27年度末で90%としていることによります。

Q 成果ダウンの理由は何かあるのか。PR不足が原因か。

A 平成21年度、平成22年度それぞれ30戸の募集に対しまして、結果は15戸と9戸となっております。平成22年度に関しましては、平成21年度の教訓から各所にチラシを置くなどPRに努めたのですが、大きな災害の無かった茨城県という土地柄もありまして、災害に関しての認識が薄い、また関心度をつかむことができない結果となっております。

Q 募集PRの方法は昨年度いつ実施したか。またどのような方法で行ったか。

A 募集開始は9月1日からとなっております。募集開始前の8月5日発行の広報誌「広報かさま」に募集案内を掲載するとともに、笠間市の公式ホームページに掲載しました。

このほか市の各施設にポスターやチラシ、応募用紙を設置しました。また、社会福祉協議会やはなさか及び郵便局の協力をいただきましてチラシを設置しました。募集期限も当初は9月30日でしたが11月15日まで延長しました。

Q 東日本大震災の影響で、希望者が多数想定されるが、募集枠の拡大は。

A 本事業は国、県の補助事業を受け実施しているところですので、補助枠の関係で募集枠の拡大ができるか今後確認いたしますが、県内各市町村も同様の状況ですので、募集枠の拡大は難しいものと考えています。

Q 補強工事に対する助成の考え方はどのようなものか。

A 今年度実施したうえで、所有者の意向等も確認するとともに、財政的な観点から耐震改修工事助成制度にかかる国県の動向を注視しながら、今後検討していきたいと考えています。

【質疑議論】

○委員

募集の時期が9月になっているが、なぜ9月なのか。(農家は)収穫時期に募集をすることで、申請しづらいのではないか。一般的には4月に募集をすると思うが、なぜ9月なのか。

○都市計画課

この事業については、国の補助金を採択して実施しています。その関係で補助金の交付申請を前もって行う必要があります。

平成22年度については、補助金の内示を受けて6月に国の補助金の交付申請、6月21日に県の補助金の交付申請をそれぞれ行い、7月6日に補助金交付の決定を受けています。

その後直ちに委託先である茨城県建築士会と委託契約を8月12日に締結しまして、これと同時に募集の案内を広報誌に掲載したという流れです。

○委員

募集枠の30戸が難しいという話だが、今年の募集は同じようなパターンで9月からなのか。去年と同じように行うのか。

○都市計画課

今年については、ようやく東日本大震災による家屋調査の收拾に目途がついた段階です。今の時点で同じような調査となる耐震診断を同時に平行して行うと混乱をきたすのでは、ということで時期を多少ずらしたいと考えています。

このため10月を目安に募集を開始して、11月頃から調査を進めたいと考えています。

○委員

市民からの問い合わせは、今のところないのか。

○都市計画課

現在は、問い合わせは止まっている状態です。地震直後は問い合わせがありましたが、罹災証明の調査を進めてきたので、そちらの問い合わせが多かったというのが実情です。

○委員

補助率はどのくらいか。

○都市計画課

補助率については、国費が2分の1で、県費が4分の1です。ただし、県費については、1戸当たり6,750円が上限となっています。

○委員

これを行うのに家屋調査の安全評定が大変だったと思うが、これはどこが行ったのか。どこかの手助けをいただいたと思うが。建築士会だけではなくて、他の市町村などの支援を受けて実施したのか。

○都市計画課

調査については、他の市町村のお手伝いはいただいていません。建築士会と各担当が随行して調査をしました。

○委員

各担当というのは市の職員ですね。市の職員が診断士的な資格、技量を持っている方は何人いるのか。

○都市計画課

耐震の診断の許可を持っている者が笠間市においては1名います。その笠間市職員1名と建築士会へ委託した設計士の方をお願いした状況です。

○委員

建築関係（資格）の1級とか2級、若しくは建築職で採用している職員はいるのか。いるとしたら何人いるのか。

○都市計画課

営繕担当ということで1名職員がいまして、その者が担当で実施をした状況です。

○委員

建築採用（職員）は、1名だけなのか。

○都市計画課

そうです。

○委員

建築の勉強をしてきた職員は、1人だけということか。

○都市計画課

はい。

○委員

それは問題かもしれない。

逆の言い方をすると建築の勉強をしていなくても、診断士の中身のことを理解する職員の数を増やさないと、難しいのではないか。

近隣の市町村でも、家屋調査を各市町村の協力をいただいて行っているところが多い。それが（協力が）特になかったということは、そういう繋がりもないということか。

○都市計画課

木造住宅の耐震診断についてのことでしょうか。

○委員

というよりも、鉄筋でも何でもそうだが、赤、黄色と貼っていきますよね。今回の震災の中でやるときに。

○都市計画課

評価対象事業になっているのは、木造住宅の耐震診断事業ですが、今話があった地震直後に行いました赤い紙、黄色い紙を貼る事業は応急危険度判定です。こちらはきちんとした資格を持った方が実施することになります。

先ほど課長から説明したように、この資格を持っているものは、笠間市の中では1名だけです。そのため地震直後に行いました応急危険度判定については、茨城県建築士会に協力を要請し、建築士の派遣、それから建築士に加盟していない建築士さんもいますので、市内に在住されている建築士さんの協力を得て、ボランティアということで協力をいただきました。

この木造建築物の耐震診断事業については、木造住宅耐震診断士という茨城県知事から認定を受け資格をもった方が実施します。実際には建築士で、茨城県建築士会の平成22年度のデータでは、485名の木造住宅耐震診断士が登録されていまして、笠間市近辺に住んでいる建築士の派遣をいただいて実施をしています。

○委員

(応急危険度判定については) その数では足りないので、いろいろなところから応援をいただいて県内には行った。そうでなく出来たということは、市内に建築士は多くいるのか、それとも時間がかかったのか。

○都市計画課

実際には、今回の大地震発生直後に茨城県にも協力を要請しましたが、派遣が滞ったというのが実情です。そのため市内在住の建築士と笠間市の職員1名で対応しましたので、調査件数が低かった(調査に時間がかかった)というのが実情です。

○委員

笠間市職員で1名だけという話だが、その1名の方を、過去にいろいろなところで地震が発生し、こういう要請があったと思うが、そのときは応援に出していないのか。

笠間市の診断士の資格を持っている1名の職員を、新潟中越地震のときは応援に出したのか。

○都市計画課

阪神淡路大震災のときに、診断士の免許を持っている者ではない事業課の職員を派遣しています。

○委員

茨城県にもいろいろな市町村から来ています。それは自治体間で過去に行っているところは、そこからの支援がいただけたとか、都市間協定のように何かのつながりがあるところから協力をいただけたりする。

逆に震度6強の地震を受けて、応援が全然ないことの方が、珍しい事例なのではないかと思う。震度6強はそうは多くないので、震度6強の都市にはだいたい応援が入っている。

日頃応援に出していないのも一つの原因かもしれないが、こういうことができる人の数を増やして、他で何か有事のあった時に、自分の技量の訓練にもなるので、応援に出して知識を高めるということを繰り返さないと。ギブアンドテイクではないけれど、そうすれば助けに来てくれる。

○都市計画課

専門職の確保については、今後の検討課題になっています。

また、他の市町村と情報交換を通して、お手伝いいただいたり、お手伝いにいたりするものも、今後、笠間市としても検討していきたいと考えています。

○委員

営繕とか都市計画課とか建築基準法にかかわる仕事をしている課であれば、建築士の試験を受ける資格があるから、資格を取らせるべきではないか。建築専門の学校を出ていなくても。

○都市計画課

1級建築士の資格をとということですか。

○委員

1級でなければ、ということはないですよ。

そういう資格を取らせて、内部で人材を養成しておかないと、次の展開がないのではな
いか。

○都市計画課

専門職は養成していかなければならないと考えています。

明日ですが、応急危険度のコーディネーターの講習会があります。それを受けることによ
って県の登録になりますが、都市計画課から3名を研修に行かせます。

近隣の市町村からの応援はいただけませんが、建築士の部分以外で姉妹都市や友好都市
から連絡があり、建築士の依頼はしませんでした。救援物資等については、多数届いて
いろいろお世話になったところです。

○委員

ハザードマップを配布しているが、どういう意味のハザードマップか。

○都市計画課

地震ハザードマップといいまして、昨年作成しました。本当に震度6強の地震が起きる
ということをまったく想定することなく、予測される地震を基に、笠間市直下で震度6の
地震が起こったときにどのような状況になるのかというのを、シュミレーションしたもの
です。

○委員

それを配っていることはとても良いことだが、ハザードマップの結果を検証したのか。
その検証結果が違った場合、改めるという考えはあるのか。

○都市計画課

ハザードマップには避難所などが掲示されていますが、今回の地震に伴い想定されてい

ない事例等もたくさんありました。それを踏まえてハザードマップという形ではなく、笠間市防災計画の見直しを行い、総合的なものを防災計画の中に入れて市民の方にお知らせしていこうと、より良いものを作っていこうと考えています。

○委員

防災計画は、通常の水防的な防災計画だけではなく、震災計画と原子力計画と3本作るということか。地震の計画そのものを、今回検証した中身にあわせたものを作るという解釈でよいか。

○都市計画課

そうです。総務課の方で作る予定です。

○委員

事業費を見ると15件分の診断費48万円、9件で28万円と、1件あたり3万2千円と規定どおりの金額になっている。実施内容が建物の破壊は行わないで目視、建築当時の図面、また聞き取りによる診断と書いてあるが、築30年以上経っている家は、建てた人がいなくて図面等がない場合が多いのではないかと思う。その時も1日1回3万2千円の費用で、目視と聞き取りだけで分かるものなのか。

○都市計画課

診断のやり方ですが、建築当時の図面、聞き取りと記載しましたが、それがあればより有効だということです。

まず、現地調査をして外観を見て、建物内の間取り図を全部書きます。書いた上で壁の状況、柱の状況、床下が見られれば床下に入って床下の状況、小屋裏が見られれば押し入れの上から小屋裏の状況と、見られる範囲のものをすべて見て、約3時間の調査をして、その現況をすべて図面に起こします。

図面に起こしたものを持ち帰り一般診断法という定義的な計算式に当てはめ、実際にその家の地震に対して耐力度がどのくらいあるのかという計算をします。そこからその家が地震に対して、もつのかもたないのか判定をします。

その中で建築当時の図面、建築当時に基礎は鉄筋が入っているのかいないのか、入っていますという聞き取りができれば、より正確なデータとして計算に反映することができるという事です。決して図面がないから調査の方法が小さくなるということではありません。

○委員

良く分かりました。ということは、補強すべき部分とか、そういうところも教えてもらえるということか。

○都市計画課

補強の方法については、家主の意向もあるので、補強の方法までは説明しません。ある意味営業活動という形に捉われかねませんので。

現況を見ると倒れない建物、試算をすると今の建物だと倒れる可能性が高いので、できれば補強工事をした方がいいというところまでの説明で止めています。

○委員

例えば補強工事をしようという気持ちになって、どこをどうすれば良いかという質問をすれば教えてくれるのか。

○都市計画課

その場合は、その次の段階で精密診断があります。精密診断については、一部壁を剥がしたり床を剥がしたりして、本当にその建物がどうなっているのかを実際に検証した上で補強ポイントを算出します。最低限ここは補強した方がいいという話になるので、そこまで実施しないと的確な補強ポイントについての説明はできないというのが実情です。

家主の方は皆さん聞きます。どこを直せばいいのと全員が聞きます。まったく知らないという話はしませんが、建築士の持っている常識での話はしますが、詰めたところになると控えているのが実情です。

○委員

一次評価のところで、今回の震災によって、これからこういうものは益々希望が増えてくると思う。一次評価の効率性を見ると、どちらとも言えないにチェックがしてある。笠間市は総合計画でも災害に強いまちづくりというのを目指して今取り組んでいるところです。

これを作ったのは震災後ですよ。この書類を作ったのは。一次評価をしたのはいつの時点か。文章を見ると震災後だが。

○都市計画課

評価は震災後です。

○委員

震災後に作ったにもかかわらず、必要性があると思われる、我々が考えた場合。これから益々必要性があると考えものについて、一次評価の効率性でどちらとも言えないにチェックした理由は何か。

○事務局

一次評価ですが、必要性は市としてこの事業を行うべきかどうかという評価になります。効率性は、コストの面になります。

○委員

コストの面でも、どちらとも言えないというのは、なぜかということを知っている。コスト的にだめなのか。

○委員

効率が良いか悪いか判断しにくいレベルだという意味なのか。

○委員

沢山あるのに対して15戸とか9戸しか出来ないから効率が良くないと、それだけの判断ということか。

○都市計画課

そうです。

○委員

枠を増やすことも出来ない、県の予算の絡みもあるということで。そうするとあまりやっても意味がないという意味にとっても良いのか。

○委員

逆に市の独自性は何もないということか。

○委員

県とか国に縛られているから。

○委員

総合計画は単なる絵に描いた餅だという形になる。

○委員

一次評価の効率性がどちらとも言えないになっているのは、担当課の苦悩の表現ではないかと取れた。

30戸の募集のうち9戸の応募者しかなかった。皆さんから話があったように、非常に大事な事業であるにもかかわらず、数字の上ではこのような結果が出ている。なぜかと考

えると、担当も表現しているようにPR不足も考えられるが、この事業にかかわらず今までの事業でPRというところに引っ掛かることがあった。

このような大事な事業に対して、募集が定数に満たないという結果は、この事業が足りないのではなく、PR不足だということが感じられた。

PRは行政だけの責任かと言うとそうではなく、市民の側から見ると市民の方にも、こういう事業があるという受け取り方、認識、情報の発見というのが非常に薄いのではないかと思う。

区長職を通して普段から考えているのは、市の情報というのは、「文字の情報は、読まない、読まないだろう」と考えている。それは情報を送る側だけの責任ではなく、情報を受ける側の責任もあるので、必ずしも行政のサービスの低下であるということには、即判断しにくいのではないかと思う。

角度を変えるとPRの仕方、市民にどうしたら浸透するかという、双方が歩みよった、こんなにすばらしい情報があるにもかかわらず自分のこととして受け取れないという市民の側のことも考えて、どの事業に対してもそうであるが、PRの仕方ということもどんどん変えていったり、考えていったりしなければいけないのではないかと思う。

説明の中に意識啓発を高めたいということがあったが、高める方法として文字、絵、チラシは大した効果はないと私は考えている。

例えば出前講座を開きながら、こういうときには市として応援する方法があるとか、いろいろ形を変えて（PRして行こうと）。

これだけやろうと皆さんが思っているのに、そのやろうと思ったことが伝わらないことは残念ではないか。そういう視点で考えてみる必要があるのではないかと思う。

○委員

補助対象事業であるが委託費か。

○都市計画課

はい。

○委員

全体的には個人の財産保全になるので個人の自己責任が原則だろうと思う。経済的な理由で各家庭は、直さなくてはいけないなと思ってもなかなか耐震化工事まで出来ないから、こういう調査も手が出しにくいという実情があるのだと思う。

もう少しスピードを上げる、今対象家屋が8,000戸あると言っていた。これを90%にするのは難しいということだが、この事業に頼って毎年30戸くらいでは、何年かかるか分からない。スピードを上げるのか、それとも啓発だけで皆さんの責任だというようにするのか、市としてどうするかというのは非常に難しい問題だと思う。

であれば建築士に委託しないで、もう少し簡単な方法で行ってはどうか。職員、ボランティア、ボランティアというのは難しいと思うが、そういう方がどんどん地域に入って行って啓発をしながら診断をするような方法というのも有りなのかと思う。

○都市計画課

委託費が非常にかかるということで、市の担当で調査等実施してはということですが、一番の理由としては数値の問題があり、住民の関心度が低いというのが一番の課題だと思っています。

3月11日の東日本大震災があってから大部分の人が教訓に考えているとは思いますが、平成27年度以降に90%に満たすには、30戸くらいを年々行っていたのでは何年かかるか分からない状況でもあります。そういう中で例えば建築士に委託しないで、単独で市の職員が勉強をして調査をするというのは、今後の検討課題だと思っています。

○委員

実際に工事に入ったのは2軒しかないですね。

○都市計画課

そうです。

○委員

啓発的な意味を、皆さん分かっていると思う。家は古いから直さなければいけないなどというのは分かっていると思う。

ただそこに踏み出せないのは、それだけお金がかかる。財産保全になりますから、そのような助成を出して国・県としても面倒を見るわけにはいかない。

そのあたりの兼ね合いで、この事業を本当に続けるのか、いつまで続けるのか、国・県もそうですが、市としてどうするのか、そういう疑問があつて、本当に有効な事業なのかどうか、(評価は)非常に高いと書いてあるが、若干疑問である。

○都市計画課

貴重なご意見をいただきましたので、部内でも検討を図って行きたいと思います。

【評価】

○委員長

「改善し、継続」が4、「民間に移管」が2です。最後に委員の中で議論をしたいと思います。

「改善し、継続」の意見の中には、PRの問題、市の取組を強化すべきということがあり、PR、啓発等を改善しながら継続していくという意見でした。

「民間に移管」では、市の建築士会とかそういうところに任せるべきではないかという意見と、今の事業継続だと単なる啓発的意味合いしかないと、むしろ個人の啓発の方にして、調査については個人に任せるべきではないかということで、民間と言っても各個人に任せるという意味合いでの意見でした。

【意見調整】

○委員長

都市計画課の木造建築物の耐震化促進事業ですが、そもそも30戸ずつやっていったら100年以上かかる。そういう事業は必要なのかというところからですね。

○委員

焼け石に水状態だと思う。

○委員

お金のある人は建て替える。収入のない人は、止むを得ず住み続けるしかないと思う。

○事務局

耐震化率90%は目標値ですが、予算枠の関係もあり1年で30戸です。当然、古くなっていけば家主自ら建て替えると思います。そういう経年劣化のため、家主が自分の家を建て替える棟数も考慮しての目標値90%です。

○委員

それはどうやって調べるのか。

○事務局

税務課の家屋調査で調べるようです。

○委員

(耐震化率を90%にするのは)いつまでですか。

○事務局

平成27年度ですが、担当課も厳しいという意見です。

○委員

災害対策のパフォーマンス的事業としか思えないのですが、

○委員

これは、阪神淡路大震災で古い家が皆つぶれて、火事になって、一帯が全部だめになったことから出来た制度です。

そういう意味で言うと、国等から30戸分の予算しか来ないのだったら、個人負担は取らないで、その分2千円を市で出して、ある程度密集地を、一拠点、二拠点、防災組織作りを立ち上げてくれたところに、古い家は無料で耐震診断をかけられますよというような制度にしてしまった方が、地域の防災組織も作れるから良いのではないのでしょうか。

今の制度のまま、申請した人に対するよりは、地域組織に対して実施する制度にした方が効果はあると思う。

個人に対して行うのは、自分が安心か安心じゃないかというレベルでしかない。笠間は防災に対しての地域組織が弱いという話だから、その点を含めて、前に進めて行くというときに使うとか、制度そのものを変えてしまった方が良いのではないですか。

地区でまとまれば、その地区の古い順に耐震診断にかけます。という制度の方が良いのではないか。

○委員

地域の防災意識形成のため、区長会を中心にした事業もありますし。

○委員

区長会でも自主防災組織を働きかけていた。会合がある都度話していたが、なかなか出来ない。

笠間市はものすごく遅れている。震災を機会にきっかけ作りをしようと思っている。仕掛けをしようと思っている。そういう仕掛けのひとつとして、これが使えればいいと思います。(自主防災組織立ち上げに必要な)資機材の補助金10万円の上積みも今回決めましたが、そういう仕掛けのひとつの材料として使わせてもらえれば、自主防災組織の設立も進むと思います。

○委員

防災のまちづくりという計画はないですか。

○委員

総合計画であります。

○事務局

総合計画のひとつの柱としてあります。

○委員

個別の事業はあるの。

○事務局

そこまでは現在把握していません。

○委員

この制度は残しておいて、制度そのもののやり方を変えてしまえば良い。個人を対象ではなく、地区対象にする。国県の助成制度の意味合いははずしていない。

○委員

補助金を使わせていただいて、更に市の単独費を入れて、ある程度まとまった家を一気に耐震診断してしまう。そういうこと考えれば、防災のまちづくりのひとつのツールとして良いと思う。点々としても、効果が見えにくい、見えない。

○委員

点々とある家の診断をしても本当の意味の防災にはならないと思う。

○委員

(現状の制度では) 建て替えは2軒だけでしょう。

○委員

制度を変えて密集しているところでと行うということにすれば良いと思う。もともと、密集地で倒壊を防ごうとやって始まった事業だから。

○委員

そういうこと市民には伝わってこないです。PRだけの問題じゃなくて。

○委員長

「改善し、継続」でよろしいでしょうか。

地域防災のまちづくりのひとつのツールとして、これを活用し、更にまちづくりの充実を図る。防災のまちづくりの一つの施策として活用するとします。